

7/28 小麦の刈取激励訪問

今年は高温少雨で、小麦の生育への影響が心配された中、7月28日の幕別・札内地区における小麦刈取作業の激励訪問に、谷内会長が飯田町長、寺林議長とともに出席しました。



のうち知ツク情報 vol.2

農家の皆さん こんな農地はありませんか？

- ・昔から手続きをせずに、親戚・知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ・手続きがめんどうくさいから、ヤミで農地を貸して（借りて）いる。
- ・転作や税金等の関係があるので手続きをしていない。

※このような手続きをしていない農地は、トラブルになる可能性があります...

農地の賃借権の時効取得ってご存知ですか？

農業委員会や農業振興公社への手続きをせずに、20年以上にわたって農地の貸し借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、民法第163条の規定により所有権以外の財産権の時効取得の訴えがあれば、賃借権が借り手に取得される場合があります。

また、農地を返してもらおう場合には、借り手の同意が必要であり、離作料等を請求される場合があります。

このようなトラブルを無くすためには.....

まず、農地の貸し借りは、必ず農業委員会または農業振興公社への手続きをしましょう。

STOP ヤミ耕作!!

◇ 広報委員 ◇
 委員長 佐藤 山田 正宏
 副委員長 井藤 森 義典
 委員 黒田 龍司
 委員 澤邊 佳吉
 委員 井田 留子
 委員 佐藤 勤雅

各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。（電話での事前照会・予約をお勧めします。）

申請書の様式は、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
 ⇒ ○各種様式 を順にクリック